

## 「預金小切手」による特殊詐欺被害防止対策の実施について

当金庫では、「振り込め詐欺」に代表される特殊詐欺によるお客さまの被害を未然に防止するため、「預金小切手」のご利用をおすすめしております。

お客さまの大切な金融資産を守るため、個人のお客さまが窓口で多額の現金のお引き出しを希望される場合には、警察からの指導もあり、お使いみちを確認させていただくほかご家族に確認していただくなど、お客さまが特殊詐欺の被害にあわないよう対応させていただいておりますので、お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

1. 開始日 平成27年 7月 8日(水)より
2. 実施店舗 全営業店(出張所を含む)
3. 発行手数料 本対策による「預金小切手」の発行手数料は、無料とさせていただきます。

\*「預金小切手」とは、当金庫が自ら振出人兼支払人として振り出す小切手のことをいいます。

\*「預金小切手(当金庫振出しの線引小切手)」は、小切手の現金化をお取引のある金融機関に限定するものであり、預金口座を経由することから預金小切手の支払先が明確になり、結果として被害防止に繋がります。

お問い合わせは、[各営業店\(出張所を含む\)](#)へお願いいたします。

(信用金庫営業日:9:00~17:00)

以上

